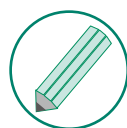


「町長への手紙」を通じて、貴重な提言・意見をいただき、ありがとうございました。

いただいた提言の一部とその回答を紹介します。
なお、提言の内容は要約して掲載しています。

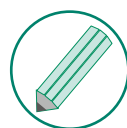
皆さんの声、 ご提言ください！



通学路に危険と思われる箇所があります。その場所には横断歩道がなく、カーブになっていることもあり歩行者と車が互いの存在を認識しにくいところです。交通安全のためにも改善してもらいたいです。



該当箇所から数十メートル離れた場所に横断歩道が設置されている場所があります。今後はこちらの横断歩道を利用することを学校と協議し、通学路の見直しを検討していきます。また、通学路であることがドライバーに認識されるよう、通学路看板を設置することも考えていきます。通学路の設定をはじめ、子どもたちが安全に通学できるよう環境整備に努めていきます。



各地区コミュニティセンターなどの会議室を、子どもが自由に利用できる自習室として開放してほしいです。下校後や学校休業日に自習室を利用できると助かります。



夏休みに試行的に行った長期休暇中の開放に加え、2024年11月から平日の夜間および休日に、コミュニティセンターの空き時間を活用し学習の場として開放しています。毎週水曜日に、町ホームページで1週間分の開放日時を公開していますので、ご確認のうえ利用してください。

コミュニティ
センターの
学習室開放



10月26日(土) 開催しました！

住民懇談会



勤労福祉会館で行った住民懇談会には、31名の方が参加してくださいました。参加して下さった皆さん、ありがとうございました！

懇談会では2つのテーマを設定し、それぞれのテーマについて町から参加者の皆さんに説明する時間と、参加者の皆さんから意見や質問をいただく時間を設けました。

懇談会のテーマはこの2つ

①「東浦の保育の未来を考えよう！」

時代の流れとともに保育をとりまく環境も変わってきています。保育現場の今とこれからについてお話ししました。

②「使用料、手数料を見直します」

町の施設を利用した場合や証明書の発行などにかかる使用料、手数料について、全体の料金を見直すこととなりました。見直しにあたっての考え方や改定案をお伝えしました。

参加者の皆さんから いただいた意見の一部を紹介

- ・質問の時間が設けられており、自由に意見を伝えられたのがよかった。他の参加者の考えが聞けたことも有意義であった。
- ・町長から直接、町に関する話を聞けたことがよかった。
- ・参加人数が多くないのが残念であった。託児や子どもが遊べるスペースなどがあると、子育て世代も参加しやすいと思う。

皆さんからいただいた意見は、今後のまちづくりの参考として活用していきます。アンケートの結果などは町ホームページへ！

アンケート
結果



キャンペーン参加店募集!

ひがしうら \ 健骨100年 / Re-Bone グルメ



ひがしうら Re-Bone グルメを新たに提供し、キャンペーンに参加する町内飲食店などを募集します!

ひがしうら Re-Bone グルメとは?

- ①東浦に紐づく
- ②骨折予防に役立つ
- ③環境に優しい(SDGs)

①～③の全てを満たす食材を活用する、東浦町のご当地グルメです。

提供店
紹介動画
もコチラ

ひがしうら
Re-Bone
グルメとは?



\ 初代食材は「おから」と「摘果ぶどう」 /



●キャンペーン参加店になると…?

毎年夏頃にひがしうら Re-Bone グルメを知ってもらうためのキャンペーンを実施しています。キャンペーン期間中、各店オリジナルのひがしうら Re-Bone グルメを提供いただいています。「おから」と「摘果ぶどう」を使用したメニューを考案し、キャンペーンに参加して提供してみませんか?



昨年のキャンペーンの様子



●**申込み** 1月31日(金)までに
問い合わせ先へ

●**問い合わせ**

商工振興課(勤労福祉会館内)

☎ 83-6118

ひがしうら
Re-Bone グルメ
提供店も募集中!



あなたの声をお寄せください

東浦町をもっと明るく住み
よい町にするためにあなた
の声をお寄せください。

町長への手紙



●「町長への手紙」設置施設

役場、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)、中央図書館、文化センター、各地区コミュニティセンター、メディアス体育館ひがしうら、町福祉センター、北部・西部ふれあいセンター、勤労福祉会館、総合子育て支援センター(うららん)、各保育園、各児童館、このはな館(於大公園内)、郷土資料館(うのはな館)、保健センター

●提言箱設置施設

役場、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)

●町長への手紙

町ホームページ「町長への手紙」のフォームから送信→



●FAX・郵送

Fax 82-0890

☎ 470-2192(住所不要) 住民自治課

●問い合わせ 住民自治課 内線287



回答が必要な場合は、住所・氏名・電話番号を必ず記入してください。